



Japan Soap and Detergent Association

石けん・洗剤等の家庭用消費者製品のGHSに基づく表示の実施について

報道発表資料 0904

2009年11月16日

日本石鹼洗剤工業会

日本石鹼洗剤工業会では、石けん・洗剤等の家庭用消費者製品へのGHS(下記注.)の自主的導入にむけて、技術ガイダンスの作成と講演会等による業界への周知活動に取り組んでまいりました。今般、ガイダンスの初版が完成し、関連業界団体(日本石鹼洗剤工業組合、日本家庭用洗剤工業会)とともに、2011年1月より下記カテゴリーの製品を対象としてGHSに基づく表示(以下GHS表示と略する)を順次導入することとしました。

- 手洗い用台所洗剤：
一般家庭での保有率や使用頻度が高く、消費者が表示に接する機会の多い製品として選定
- 塩素系漂白剤、塩素系洗剤および酸性洗剤：
注意して使用すべき製品として「まぜるな危険」が表示されている製品を選定

まずは製品分野を絞り込んで段階的に導入し、消費者の方へのGHS表示の普及および受入性等の確認を行い、情報提供のあり方を検討致します。

今後も消費者の皆様に適切に製品をお使いいただけるように、工業会としてさらに取り組んで参ります。

注 . Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)：

化学物質は世界中で作られ、様々な製品に使用されています。しかしながら、国ごとに化学物質の危険性や有害性を分類する基準や表示が異なっていました。そこで、国連で世界共通のルールとして、GHSが2003年7月に採択されました。